

## モバイルバッテリーなどの適切なおみ出しにご協力を

モバイルバッテリー（リチウムイオン電池）、ライター、スプレー缶などは、誤ったおみの出し方をすると、ごみ収集車や処理施設の火災原因になります。正しいおみ出し方法を知り、引き続き、安全なおみ出しにご協力をお願いします。

詳しくは、クリーンセンター（☎89-4124）へ。

### (1)ごみを出す前に準備をする

- ・モバイルバッテリー（リチウムイオン電池）：端子部分にビニールテープなどを貼って絶縁する
- ・ライター：使い切る
- ・スプレー缶：使い切ってから風通しのよい屋外で穴を開ける

### (2)専用容器に入れる

必ず専用の青い『発火性もえないごみ』容器に、直接入れる

※「もえるごみ」・「もえないごみ」の袋には入れないでください



## 新しい福祉医療受給者証を順次郵送します

県内市町村の福祉医療助成制度が、全国的に採用されている公費負担者番号を使用した助成方式に、4月1日から変更されます。

それに伴い、4月1日以降も受給資格を有する人に、3月上旬から新しい受給者証を順次郵送します。詳しくは、市HPをご覧くださいか、国保医療課 福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。



市HP

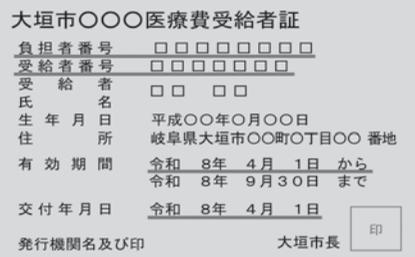
### ▶ 4月1日以降は新しい受給者証を提示

4月1日以降に医療機関などを受診の際は、(新)受給者証の提示をお願いします。

なお、(旧)受給者証は、有効期間にかかわらず、4月1日以降は使用できませんので、ご自身で破棄してください。

### 【対象となる福祉医療受給者証】

- ・心身障害者医療費受給者証
  - ・子ども医療費受給者証
  - ・母子家庭等（父子家庭）医療費受給者証
- ※恒老は変更がないため、これまでの受給者証を継続利用ください



【(新)受給者証見本】 ※下線部が変更箇所

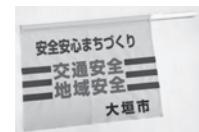
## 交通安全旗、交通・地域安全手旗を販売しています

自治会や団体、個人などを対象に、交通安全旗と交通・地域安全手旗を販売しています。地域の交通安全活動などに役立ててください。

- ▶ 販売金額／いずれも1枚200円
- ▶ 購入方法／平日の午前9時から午後5時までに、購入希望枚数と団体名または個人名を直接、危機管理課に伝えて申込。購入金額を納付後、同課窓口で交通安全旗または交通・地域安全手旗を受け取り
- ▶ 問合せ／同課（☎47-7385）へ



交通安全旗  
(縦70cm×横70cm)



交通・地域安全手旗  
(縦40cm×横52cm)

## 「乳児用無料可燃ごみ処理券」使用は3月31日まで

子育て支援の一環で交付していた「乳児用無料可燃ごみ処理券（乳児用シール）」の使用期限は、令和8年3月31日（火）です。お持ちの人は、期限までにお使いください。



なお、指定ごみ袋と交換することはできませんので、ご注意ください。詳しくは、クリーンセンター（☎89-4124）へ。

## 「自動運転」低速走行による影響調査にご協力を

持続可能な地域交通の推進のため、自動運転技術を検討する影響調査を実施します。調査では、一般車両を使用して時速20km程度（一般的な自動運転の速度）で走行します。調査期間中、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

走行区間やルートなど詳しくは、市HPをご覧くださいか、交通政策課（☎47-7386）へ。

▶ とき／3月11日（水）、14日（土）

※予備日 3月12日（木）、15日（日）



市HP

## 検察審査員に選ばれたらご協力を

あなたの身の回りで、こんなことはありませんか。交通事故や詐欺などの犯罪被害に遭い、警察や検察庁に訴えたのに検察官が裁判にかけてくれないのが納得できない。

このような人のために、検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）が正しかったのかどうかを審査する国の機関として検察審査会があります。検察審査会への審査申立てや手続案内に費用はかかりませんし、秘密は固く守られます。

検察審査会では、11人の検察審査員が審査会議を開き、不起訴処分の判断が妥当であったかを審査します。

その検察審査員は、選挙権を有する人の中から公平・中立な「くじ」で選ばれることになっていますので、あなたが検察審査員に選ばれるかもしれません。

検察審査員に選ばれた場合は、ご協力をお願いします。

詳しくは、大垣検察審査会事務局（☎78-6332）へ。

## 原付・軽自動車などの異動手続きと減免申請

軽自動車税種別割は、4月1日現在の原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車の所有者に課税されます。**譲渡、廃車、盗難などの場合は、3月中に異動手続きをしてください。**

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受け、市または県の定める一定の要件を満たしている人には、軽自動車税種別割・自動車税種別割の減免制度（1人につき1台のみ）があります。軽自動車税種別割の減免申請の受付期間は、3月2日から6月1日までです。

詳しくは、軽自動車税種別割については課税課 諸税グループ（☎47-8143）、自動車税種別割については県自動車税事務所（☎058-279-3781）へ。



### 審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会		担当：農業委員会事務局（☎47-8614）
3/5（木）	14:00～	市役所8階 大会議室
・農地の権利移動や転用について ほか		
学校給食センター運営委員会		担当：南部学校給食センター（☎89-2033）
3/23（月）	16:00～17:00	市役所6階 教育委員会室
・令和8年度大垣市学校給食の献立方針について ほか		
まちづくり市民活動育成支援推進委員会		担当：市民活動推進課（☎47-7169）
3/28（土）	9:30～14:00	情報工房2階 会議室4
・令和7年度市民活動助成事業・市民提案事業・学生提案事業報告について ほか		